

Title	F・ ヴアルヤヴェク著『獨逸における政治思潮の成立』： 一七七〇年から一八一五年迄の諸問題
Sub Title	Fritz Valjavec : Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland 1770-1815
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.5 (1954. 5) ,p.53- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540515-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Fritz Valjavec: Die Entstehung der
politischen Strömungen in Deutschland
1770~1815. München, 1951. 542 Seiten.

F・ヴァルヤヴェク著

『獨逸における政治思潮の成立』

——一七七〇年から一八一五年迄の諸問題——

緒言「所謂『Die Deutsche Frage』が、思想界の各分野において問題として提起され、對象として取扱われる際に、その課題の中に本質的に内在する伏線として、碩學マイネッケによつてメーネンされた *Weltbürgertum* と、*Nationalstaat* の *Antinomie* な二元的性格、及びクローチエの指摘する *Geist von Potsdam* と、*Geist von Weimar* の二面的な精神——換言すれば、ゲルマンの世界的二要素——が存在し、その二面的精神がドイツ近代思想史を深く基本的伏線とし規定づけていることは、再説を要しないかと思われ。

ドイツにおける自由主義の *Nationalisierung* Ⅱ 理論としての純粹性の喪失Ⅱ、ウィーン會議後の自由派 (*Liberale*) と民主派 (*Demokraten*) の動向Ⅱ 傳統派と西歐派の分離對立Ⅱ、ヘーゲル哲學に

おける左右への分裂展開の過程、これら一連のドイツ的特有問題に一般に對決する時、それらが各々次元を異にする領域の問題であるとしても、それらを包攝する *Deutsche Frage* の精神的背景においては、ちぎに掲げた二碩學の指向する理念のリンレンクシモンと考へても妥當しないと思われな。

以上のような基盤社會における問題性を、最も深刻に内在しつつ形成展開し、今世紀の三十年代において、ナチス革命を招來したドイツ政治思潮の研究は、「未完成な市民革命」と一般に呼稱されている三月革命の分析考察Ⅱ例えに E. Brandenburg: *Die deutsche Revolution 1848, 1912. V. Valentin: Geschichte der deutsche Revolution 1848~1849 II Bde 1930~31. R. Stadelmann: Soziale und Politische Geschichte der Revolution von 1848, 1914. K. Obermann: Die deutschen Arbeiter in der Revolution von 1848, 1953* 等々Ⅱとして、第一次大戦を契機に革命史學の領域においては、相當廣範圍に開拓せられていくことは周知の事實である(歴史學研究一三六號所載矢田俊隆「一八四八年—四九年のドイツ革命の研究について」参照)。しかし、視角を變えて精神史の觀點からこの問題に立入つたものは、マイネッケの前記「世界市民主義と國民國家」以後、あたかもマイネッケの勞作が、この問題に對する最終的な決定版であるかのような印象を與え、その後の研究については、*Historische Zeitschrift* に個々の斷片の問題を取扱つたもの以外は、體系的著作に接しうる機会がない。

この問題については、廣く思想史學、並に社會經濟史學の研究の

成果を期待するとともに、政治思想史學の領域におこつて、ユニークな方法論によつて、Nachdenken の対象となつてしまふべきかと思はれる。こゝに取擧げた F. Valjavec の著述「一七七〇年より一八一五年に至るドイツ政治思潮の成立」は、這般の意味よりしても、政治史と精神史に架橋を試みたものとして、その勞作は評價されるべきと思はれる。換言すれば、「Historisch-politische und ideengeschichtliche Betrachtung mußten dabei überall ineinandergreifen.」(Weltbüretum und Nationalstaat 1922. Vorwort zur zweiten Auflage) とハイネッケの方法論の一端を繼承したのもいふべき。

ヴァルヤヴェクは、その緒言において「ドイツ史學が現在の状態に當面して、ドイツの政治的發展の起源と本質を問題視すべき特別な機會に當面している」(Vorwort) ことを述べてゐる。二度の世界大戦の渦中の中心に位置して主役を演じ、ナチス獨裁政治を體驗し、戦後は東西に分裂し、しかも、それぞれ異質的、對立的、争鬭的イデオロギの支配のもとに置かれてゐるドイツが、その傳統的に繼承して來た「ドイツの問題」と Fremdherrschaft (異邦人支配) という二重の内外 (In-outside) の問題に直面してゐる現状において、著者自ら披瀝したこの種の研究の積極的意義として、「溫故知新」ともいふべき現代的意義がその根底に横たわつてゐるともいふべき。

内容の紹介に先立ち、當著の構成を一括し當初に提示して見ようと思ふ。

「Einführung」に引續ぎ、本論は左の五章に分けられてゐる。(I)

Grundlagen. (II) Regungen des politischen Fortschritts vor 1789. (III) Die Revolution. (IV) Der Gegenspieler, Konservatismus und Reaktion. (V) Das Zeitalter Napoleons. 及び「Exkurse」及び「Anhang」が附加されてゐる。

→

「序説」に於いては、當初に第一次世界大戦からの必然的な派生的要請として、ドイツにおける政黨史研究がその端緒を開き、F. Meinecke の諸勞作 (例えば Zur Geschichte des älteren deutschen Parteiwesens: H. Z. CXVIII (1917)) は政黨發展史の解明とその基礎構造の分析研究を助成し、G. von Below (Die Anfänge einer konservativen Partei in Preußen; A. Martin (Weltanschauliche Motive im altkonservativen Denken: Deutscher Staat und deutsche Parteien 342 ff). K. Mannheim (Das konservative Denken: Soziologische Beiträge zum Werden des historisch-politischen Denkens in Deutschland: Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik LVII (1927)) 等の諸學者の研究によつて、保守主義の Wesensbildとその形成過程の研究がなされ、H. Rosenberg (Rudolf Haym und die Anfänge des klassischen Liberalismus. München-Berlin (1933)) は「ドイツ古典自由主義 就中 R・キムに就いて」高く評價されるべき著作を公刊し、又 H. Oncken (Benningßen und die Epochen des parlamentarischen Liberalismus in Deutschland und Preußen: HZ CIV (1910))

によつて、自由主義及び議會主義に對して觀察が試みられ、解放戰爭から十九世紀中葉迄の自由主義の綜合的研究、並に Politischer Katholizismus の成立期に關する研究は、F. Schnabel によつて提起(Deutsche Geschichte im 19 Jahrhundert. Freiburg 1933. Politischer Katholizismus im Württemberg bis zum Jahre 1848. Freiburg 1929.)された等。從來の研究史の概略を記してゐる(S. 1~4)。

しかるに、以上の諸研究においても、一般にプロシヤ改革期前、及び一七八九年前の政治的發展運動については顧慮されることなく、等閑に附され、又ナポレオンの支配期との關連についても追究されずに放置せられてゐることを指摘し(S. 4~6)、この領域を研究對象とすべき積極的な意義は、十九世紀の自由民權運動の起源をなす母胎の理解を充實させることであり、全ての政治思潮の價值判斷のためには、この分野の考察が大いに寄與する所である旨を述べている。この研究の成果として「一七七〇年代以降において、漸次政治思潮が現われて來たということ、啓蒙主義の意味においての『進歩の理念』が政治的領域に適應して來たことが解明されるということ、ドイツにおける自由・民主主義運動の動向は、フランスにおける二月革命の前夜以來、その自己の獨自性と運動の客體を意識するようになり始めたこと、保守主義も自由主義と同様に一七八九年にその端緒を有し、八〇年代において啓蒙主義と秘密結社に對する戦いによつてその理念が喚起されたものであること、革命の體験とローマン主義運動の衝動は、保守主義の活動をより廣範圍に展開せしめたこと、等」(S. 11)を述べ、「一八一五年前に現われた公

的生活の政治化(一般民衆の政治的關心の喚起)の開始と、政治思潮の主流の形成について提示すること、及びこの試論によつていくらかでも政黨前史に照明を興え、政治思潮の生成をその起源から一八一五年に至る迄追究し、そこにおいて立憲的議會主義の實施並びに政治的諸集團の形成過程を解明させる」(S. 12)目的を、本書のアウフガベが擔つてゐる旨説いてゐる。

II

さきに示した當著の内容構成について、更に詳細にここに提示し、その後全般に亘つて著者の積極的な主張及び論點を中心において取擧げ、總括的に紹介するのが便宜でもあり、課題に對する著者の眞意を損わない最善の方法かと思われる。

第一章「基礎論」は、啓蒙主義と自由主義(第一節)啓蒙專制主義に對する抵抗(第二節)の二項目に分けられ、第二章「一七八九年前の政治的進展の激動」は、自由主義諸傾向(第一節)及び急進的激動の諸徴候(第二節)、第三章「革命」においては、革命とドイツ自由黨(第一節)、デモクラシー運動(第二節)、社會主義的諸傾向(第三節)、集團形成の役割(第四節)、イギリスの影響(第五節)の各項目によつて細説されてゐる。

更に第四章「Gegenpieler 保守主義と反動」では、初期保守主義的諸集團とその諸前提(第一節)、啓蒙主義と一七八九年前の秘密諸團體に對する鬭争(第二節)、反革命運動(第三節)、國民主義思潮(第四節)が扱われ、第五章「ナポレオン期」においては、神聖ローマ帝國(Das alte Reich)の崩壞(第一節)、ライン同盟期の

自由的絶對主義(第二節)、ホムターライヒとプロイセン(第三節)、自由主義綱領の生成(第四節)、展望(第五節)に詳説をなれ、以上によつて本論の内容を形成してゐる。「Exkurse」「Anhang」として、本論から離れて追録せられてゐるものが、各々十編ずつ程収録されてゐるが、ここではそのうちで、主要と考えられるもの若干を提示して置かう。

(1) Ansteigen der Beamtgehälter im Laufe des 16. u. 17. Jahrhunderts. (2) Ausbau und soziale Festigung des Beamtapparates. (3) Aufgeklärter Absolutismus und Nationalrepräsentation. (4) Kampf gegen geheime Gesellschaften——以て Exkurse 所収—— (1) Tagebuch des Hamburger Oberaltensekretärs Ferdinand Beneke (1774—1848) (VII) Denkschrift Zimmermanns an Kaiser Leopold II. über die Auswüchse des Zeitalters und die Möglichkeit ihrer Bekämpfung (1791—2) (VIII) Entwurf einer Schrift des Wiener Schriftstellers Franz Xaver Pauer über die Umsturzsichten der Geheimen Gesellschaften (1792)(XI) Denkschrift eines Ungenannten „Über geheime Gesellschaften im Staate“ (1791—92) (XII) Über Verfassungsreformen in den Hansestädten (1813)——以て Anhang 所収——等、當該領域において、未開拓の部面を研究するための資料として貴重なるものであり、著者の努力は高く評價されるべきであらう。

III

著者ヴァルヤヴェクは、本論における一七七〇年来一八一五年までの個々の歴史的事實に具體的個別問題に全般を通じて、單に記述的歴史學の方法として把握するのではなく、これらを理解するための統一的、中心的觀點に抽象的一般論として、「基礎論」を設定している。すなわち、基礎論において展開されている諸問題が、具體的、個別的問題とどのように関連づけられるか、換言すれば、基礎論における圖式に沿つて、個々の歴史的事實を處理してゆく方法がとられてゐるのである。故に、紹介の中心を基礎論に求めれば、著者のこの課題に對處する構想、及び個々の歴史的事實を把握し、整序する斷片的思考の軌跡が、いくらかでも理解できるかと思われぬ。「自由主義と啓蒙主義との關連」の節において、「自由主義運動の精神的發展の起點は、啓蒙主義であり、自由主義と啓蒙主義との間には、時期的に或は又精神構造の面において分歧線を示し得ない程兩者の傾向は相互に混交してゐる。凡そ十八世紀の七〇年代に啓蒙主義は、自由主義、並に民主主義の中に判別し難く移行して來たのであり、政治的進歩の觀念は、啓蒙主義に對する對立觀念ではなく、むしろ啓蒙主義の承繼觀念である。」(S. 15)と自由主義の觀念が啓蒙主義にその發展の土壌をもつことを指摘し、啓蒙主義の各國における特色を述べ、そのドイツ版が形成せられる過程を論じ、その特色、並に機能について、「それは人間進歩の理念に對する信仰であり、國家的、文化的、宗教的生活及びその他における秩序の中心原理としての理性觀念は、他の諸國においても共通なものであつた。……國家と社會の關係についても啓蒙主義は新しい展開を示したのである。すなわち、キリスト教的世界の二元的超自然的

構造に對する對立的構造の形成がこれに外ならない。自然法と神法との關係は、H・グロチウス以來徹底的な解明がなされ、C・トマジウス以來、法と道德の關係も考究された。國家と法律は、啓蒙主義によつて自然的所與のものとして、すなわち、神的秩序の迸出物としてではなく、合目的な理性的な生活を營むことが可能なための國家との『契約』によつて結ばれた人間の崇高な行爲の所産として價值づけられたものである。』(S. 17)と述べてゐる。すなわち、啓蒙主義は無意識のうちに國家と法律觀念について世俗化を行い、このことは、國家權能の制限を意味し、國家に關して獨自な「自由主義的」問題が提起せられてくるのである。すなわち、「絕對主義國家は、單に物質的分野のみならず、高度の要求として政治、社會、文化の領域に入り込みつつ、政治的、精神的領域の世俗化をなしたのである。そのことは少くとも自律的に行われたのであり、この合理化と、世俗化から國家は内外ともに權力増大の結果を導き出したが、臣民もまたこの轉回によつて、彼らの利益を實現できる結果を誘出できた所の時代の要請でもあつたのである。すなわち、國家と社會が人間の創造物として價值づけられる時、この領域の問題を合理的、且つ批判的に取扱ふことは臣民も又資格あるものであつたからである」(S. 19)。このような啓蒙主義の二重作用は、一方において國家の自律的世俗化を促し、他方、理法は國家の從屬者に、これらの諸權利を獲得するための武器を供給したのである (S. 21~23)。換言すれば、從來の啓蒙主義と絕對主義の結びつきは、十八世紀中葉以來解消過程を辿り、權威信仰の殘骸の上に諸社會階級が現われて來る。同時に又教會權の分野にも急進的世界觀が現われ、

紹介と批評

且又、生成過程にある保守主義の反革命勢力が侵入するという事態が生ずる。保守主義は、啓蒙主義を制限するために、教會權力と同盟するという活動を始め、ここにおいて、一般に言われる保守主義を支柱とする王權と教會權の結合の起源があり、一八一五年以後顯在化してくる (S. 27~33)。更に、前述した絕對主義國家の機能による國家自體の合理主義化の過程について、著者はプーフエンドルフ (Samuel Pufendorf 1632~94) 及ゾ・ヴォルフ (Christian Wolf 1679~1754) の主體的役割を述べ、それらの啓蒙期哲學者の影響のもとに「その後の法律學及び政治觀はそれらによつて力強い刺戟と影響をうけた」旨述べている (S. 51~54)。

啓蒙主義に對しての自由主義、保守主義のドイツ各邦における展開狀況を詳説する著者は、更に觀點を宗教的領域に移行する。すなわち、宗教的感情において禁欲的神秘主義的反動的傾向を示し、保守的傾向の強い敬虔主義 (Pietismus) の成立過程を記述し、この敬虔主義と啓蒙主義との關連、又絕對主義國家との問題について、左記のように記している。

「敬虔主義は、新政治狀況の成立に關して、道德的立場からの要請と、更にその集團形成の作用とによつて常に間接的な意義を擲つていた。すなわち、敬虔主義の多様な「教會外の祈禱集會」(Kohventikel) においては、階級的、或は身分的な差別を認めなかつた。そして、そのことは、傳統的な社會的秩序を震撼する面において寄與したのである。

敬虔主義は、無制限な政治的忠誠觀念に傾いていたことは事實であつたが、啓蒙主義の時代において、進歩的活動の傾向と相接觸し

たのである。ドイツの敬虔主義は、傳來の教會正統派を解體する機能過程において、プロテスタント運動の盛んな諸地方における啓蒙主義の爾後の展開行路を間接的に準備したのみでなく、同時に又宗教的個人主義によつて、個々人の世界觀的解放に期せずして道を開いたのである。又それは、政治との關連において國家的事態の批判を成就したのでもあつた。

敬虔主義者は、神による所與のものとしての現存の社會的、國家的狀態を認識し、又敬意を拂うのであるが、しかし決して肯定しないのみか、むしろ内在精神的な敬虔性の強度によつて、且又、内在の面において間隔のある啓蒙專制主義の合理的支配を制限し、又しばしば憎惡をさへ以て問題視したのである。

十八世紀の敬虔主義者は、政治的な面においては消極的であつたことは事實である。彼らは、全體的な生活範圍を彼らの高い道德的要求に規準を以て測定すること、そして彼らが宗教的罪惡のオルガニスムとして、精神的に感じていた所の「世界」と協定を結ぶことを拒絶するということについて斷念しなかつた。(S. R. G. S.) のであり、側面において啓蒙主義の發展を支持したのである。フランス革命が何故典型的な革命狀態を展開したかに關して、著者は、フランス革命勃發の當時においては、不満足な經濟的基盤があつたこと、又このような基盤に對して、社會保障の缺陷、貴族間の反目對立、成長過程にある市民の自己意識、の諸點について論ずる。

著者において、著者の主要なる論點を總括的に取上げてみれば、次のようなことであらう。ドイツにおける自由主義運動の濫觴は、フランス革命に由來せずして、むしろもつと以前の啓蒙主義時代に

あること、又自由、民主運動のみならず、社會主義も十八世紀中葉期にその濫觴の存在すること、この點について著者は個々の小領邦 (Territion) の社會狀態の緊迫化と、絶對主義の不當な抑壓を指摘し、小領邦における農民一揆等にこの點を見出し、その際に精神的プロレタリアート、知識階級の社會的浮遊性に注目している。更に保守主義についてもそれが啓蒙思潮との關連において派生してくること、すなわち、著者は、ドイツにおける保守思潮の初期的形態を、一七七四年以後のライン河沿岸都市マインツにおいて發見する。

保守主義の社會的基礎を、プロテスタントイジムの普及している諸邦においては、神學者と、哲學者(就中プロイセン・ヘッセン地方)が形成し、ハノヴァーにおいては貴族によつて形成せられたこと、これらは、フランス革命前におけるフランスの狀態と同様に、ドイツにおいても、世界觀的、宗教的側面の保守的衝動が現われたこと、又保守主義思潮は、神秘的、神話的、且つ加うるに非合理的思惟傾向によつてその精神史的支柱を見出し、更にローマン主義的傳統意識によつて、確立せられてくること、そして以上のことは、保守主義と歴史主義の初期的段階であることについて論じている。その他、カトリック教會の動向並に各邦におけるプロテスタントイジムの役割についても言及している。そして、著者は綜括的に、ドイツ國民思想は、異國支配の時代における Raungegeninn にも拘らず、當初は自主的思潮は發展もせず、且又、政治的諸傾向の面において、效果的影響も獲得しえなかつたことについて説明している。

又、ドイツ國民は、政治的進歩の理念について、すでに非常に早い時期において關心を抱いていたのであり、「政治的進歩の理念」について、國民の「權利と自由の理念」について、更に又「社會的問題の解決」について、且又「傳統の維持」について、等に關する意識は、ドイツ國民において單なる「輸入品」によるのではなく、國民自體の内在的問題として喚起されねばならず、ドイツ國民の政治意識は、西歐國民のそれとは異質的なものではなく、むしろ、一七七〇年から一八一五年の四〇年餘の期間において、この政治的課題は高度に意識せられていと論ずるのであるが、この點において、著者のこの分野に關する研究の必要性についてのポレミッシュな、積極的な主張が存するものであると思われる。まことに著者の指摘した諸觀點、就中、ドイツ問題に對する自主的把握の必要性は、輸入思想を未消化のままにうけいれ、それに感溺してしまふ我が國の知識階級にとつても、多くの反省を促すものと信ずるものである。

(多田眞鋤)